【外部からの個人情報の問合せがあった場合】

1 「OOという子どもはいないか?」 「そちらにOOという子どもがいると思うが・・」 といった問合せがあった場合には.

「個人情報に関するお尋ねに対しては, 回答しないことになっております。」

※この時点で管理職にかわる!

2 「避難している娘の父(母)です」など,連絡先を知りたいといった申し入れには。

「家族の方の心配は当然のことですが、個人情報に関する情報はどなたであってもお答えできません。」

※この時点で管理職にかわる!

3 父親(親族)が校内に入って子どもを探そうとした場合 ※この時点で管理職に報告する!

「今から、警察に通報します。」といって、直ちに警察や児童 相談所に連絡をする。

- ※暴言·威嚇など教職員では対処できない場合,警察(生活 安全課)に通報する。
- ※該当児の兄弟姉妹が通う学校。保育園に連絡をする。

【日常的に配慮しておくこと】

- ○普段から子供たちに、知らない人から友だちのこと[名前、 住所、電話番号、保護者の氏名)を尋ねられても 「わかりません。知りません。」と答えるような指導をしておく。
- ○外部の目に触れるところには、個人情報がわかるものを置かない。